

高知県公共交通活性化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県公共交通活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域住民の生活を支える鉄軌道及び路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者に限る。）の維持及び確保のために必要となる施設整備及び改良、利用環境高度化促進、利用促進等対策、バリアフリー対策、運転手確保対策等（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、事業実施主体、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業者、補助事業の実施主体、補助対象経費及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合（間接補助事業にあつては、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等がある場合）は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないもの（間接補助事業にあつては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない事業実施主体に係る部分）については、この限りでない。

3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に協議の上、別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設、中止又は廃止
- (3) 補助事業の実施箇所の変更
- (4) 補助金の交付の決定額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な変更

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者又は間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税の滞納があるとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、かつ、市町村長が事業実施主体に補助金を交付する際は、同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して10年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

- (3) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除等に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して県税の滞納がないこと及び第1号から第4号までに掲げる条件を付さなければならないこと。

(補助金の概算払の請求)

第7条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の全部又は一部について、概算払を受けようとするときは、別記第2号様式の2による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第3号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページのみとし、契約を変更した場合にあっては、変更の事実を確認することができる書類を添付するものとする。）の写し（補助事業分に限る。）
- (2) 完了検査調書の写し又は補助事業の完了を確認することができる書類
- (3) 実証運行の効果等調査に係る報告書

3 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第5号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出の時期までに、当該補助金に係る消費税仕入控除額等（間接補助事業にあっては、第4条第2項ただし書に規定する事業実施主体に係る部分における当該補助金に係る消費税仕入控除税額等）が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書又は第3項の年度終了実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税

の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定及び補助金の交付）

第10条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第5条の規定により通知した補助金の交付決定額（第4条第3項の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

（遂行状況の報告等）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（財産の処分の制限）

第12条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等とする。

2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するときまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（グリーン購入）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第9条第5項、第11条、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率
(1) 利用環境 高度化促進 事業	市町村、一部事務組合、県内に本 社を有する公共交通事業者及び 株式会社ですか（※1）	市町村、一部事務組合、県内に本 社を有する公共交通事業者及び 株式会社ですか	ア 多言語パンフレット作成等の利用案内環境の整備及び バス車両等の無料公衆無線LAN環境整備に要する経費 （※2）	2分の1以内 （※4）
			イ ICカード「ですか」、バスロケーションシステムの導 入及びバス待合所等への設置に必要な初期費用に要する 経費	3分の2以内
			ウ ICカード「ですか」の維持に必要なサーバ及び事務所 端末の更新に要する経費	
(2) 施設改良 整備事業	市町村及び一部事務組合	市町村、一部事務組合及び 県内に路線を有する公共交通事 業者	車両設備の取得及び改造（鉄軌道を除く。）、駅舎及びバス 停等の整備及び改良等に要する経費	2分の1以内 （※4）
(3) 利用促進 等対策事業	市町村、一部事務組合、 地域の公共交通に関する協議 会、公共交通事業者及び高知県 地域公共交通活性化協議会	1 市町村、一部事務組合、 地域の公共交通に関する協議会 及び公共交通事業者	利用促進又は生産性向上のための新たな事業の実施（バス 路線再編による新規路線の運行及びデマンド運行、地域の移 動手段確保のための調査、広報等による公共交通利用促進活 動等）、公共交通再編等の計画の策定に要する経費	2分の1以内
		2 高知県地域公共交通活性化 協議会	高知県地域公共交通計画の策定に要する経費	定額
(4) バリアフリ ー対策事業	市町村、一部事務組合及び公共 交通事業者	市町村、一部事務組合及び県内 に路線を有する公共交通事業者	高齢者や障害のある方などにも利用しやすい環境とする 整備等に要する経費 （バリアフリー化したバス待合所整備、バス電動補助ステッ プ整備等）	2分の1以内
(5) 運転手 確保対策事 業	公共交通事業者	県内に路線を有する公共交通事 業者	公共交通の運転手を確保するための就職フェアや移住フ ェア等への出展等に要する経費	2分の1以内

- ※1 「公共交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者とする。
- ※2 （1）アの事業における多言語表記については、日本語表記版の作成等費用も補助対象経費に含まれるものとする。
- ※3 補助額について、1,000円未満は切り捨てとする。ただし、高知県地域公共交通計画の策定に要する経費を除く。
- ※4 1団体の1事業に対する補助額上限を1,000万円とする。